

奈良県告示第五百四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり検査を受けることを命ずる。

平成二十九年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

病名	実施の目的 の種類及び範囲	検査の方法	結核病	ブルセラ病	ヨーネ病	発生予防	発生予察	チュウザン病 ス感染症
発生予察	発生予察	発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	乳用牛（生後九十日未満のものを除く。）	臨床検査及びツベルクリン検査皮内注射法	アイノウイルス感染症
牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当と認められたもの	牛で発生予察上適当とする肉用雌牛	乳用牛で発生予防上適當のもの（生後九十日未満のものを除く。）	当と認めたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験
臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験	臨床検査、ヨーニン検査、予備的抗体検出法、リアルタイムPCR法及び補体結合反応検査	当と認めたもの及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	牛で発生予察上適當とする肉用雌牛	牛で発生予察上適当と認められたもの	発生予察	牛で発生予察上適当と認められたもの

イバラキ病											
牛流行熱											
馬伝染性貧血											
イバラキ病											
牛流行熱											
馬伝染性貧血											
発生予察											
認めたもの											
牛で発生予察上適当と 認められたもの											
臨床検査及び中和試験											
臨床検査及び中和試験											
臨床検査、酵素免疫測定法 及び降反応検査											
臨床検査、ラテックス凝集 及び反応検査											
臨床検査上適当と 認められたもの											
豚コレラ											
発生予防											
馬（生後百八十日未満 のものを除く。）											
発生予察											
認めたもの											
牛で発生予察上適当と 認められたもの											
臨床検査及び中和試験											
オーエスキュー											
病											
豚繁殖・呼吸 障害症候群											
豚流行性下痢											
ル病	ニューカッスル病										
高病原性鳥インフルエンザ											
及び低病原性											
発生予察	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予防	発生予察	発生予防	発生予察	発生予察	発生予察
認めたもの	鶏で発生予察上適当と 認められたもの	鶏で発生予防上適当と 認められたもの	豚で発生予防上適当と 認められたもの	豚で発生予防上適当と 認められたもの	豚で発生予防上適当と 認められたもの	豚及び飼育されている 猪で発生予防上適当と 認められたもの	豚で発生予察上適当と 認められたもの	豚で発生予察上適当と 認められたもの	馬（生後百八十日未満 のものを除く。）	牛で発生予察上適当と 認められたもの	認められたもの
ウイルス分離検査	寒天ゲル内沈降反応法及び 臨床検査、酵素免疫測定法、 止反応法	臨床検査及び赤血球凝集阻 止反応法	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び酵素免疫測定 法	臨床検査及び中和試験	反応検査及び中和試験	臨床検査、ラテックス凝集 及び中和試験	臨床検査、酵素免疫測定法 及び中和試験	降反応検査	臨床検査及び中和試験	臨床検査及び中和試験

鳥インフルエンザ

病名	実施する区域	実施の期日	実施する区域	病名
ヨーネ病	県の全域	十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	ブルセラ病
結核病	県の全域	十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	結核病

二 実施する区域及び実施の期日

腐蛆病	ひな白痢	発生予防	種鶏で発生予防上適当と認めたもの	臨床検査及び凝集反応法
腐蛆病	発生予防	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	採蜜に供する蜜蜂で発生予防上適当と認めたもの	肉眼的検査、脱脂乳による試験及び細菌学的検査
伝達性海綿状脳症（牛）及び山羊	び動向把握	牛で満四十八ヶ月齢以上で死亡したもの	臨床検査及び酵素免疫測定法	臨床検査、ウエスタンブロット法及び免疫組織化学的検査

アカバネ病	アイノウイルス感染症	チュウザン病	県の全域	牛流行熱	イバラキ病	県の全域	馬伝染性貧血	豚コレラ	病	オーエスキード	豚繁殖・呼吸障害症候群	豚流行性下痢
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域						
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日まで	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域	県の全域						

## ニューカツス

県の全域

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

## ル病

県の全域

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザ

ひな白痢

腐蝕病

県の全域

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

ニューカツス	県の全域	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	ル病
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	県の全域	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	鳥インフルエンザ
ひな白痢	県の全域	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	腐蝕病
腐蝕病	県の全域	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	ひな白痢

## 三

## その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示による。